

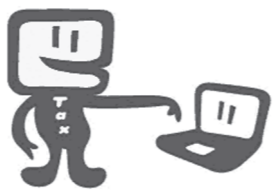
申告会場開設日程			
開設期間	対象	会場	受付時間
2月1日(金) 2月15日(金)	所得税 還付申告	八代税務署 3階会議室	9時 ～ 16時
2月18日(月) 3月15日(金)	申告所得税		
2月18日(月) 4月1日(月)	消費税および 地方消費税		

※土、日および祝日は開設しません。

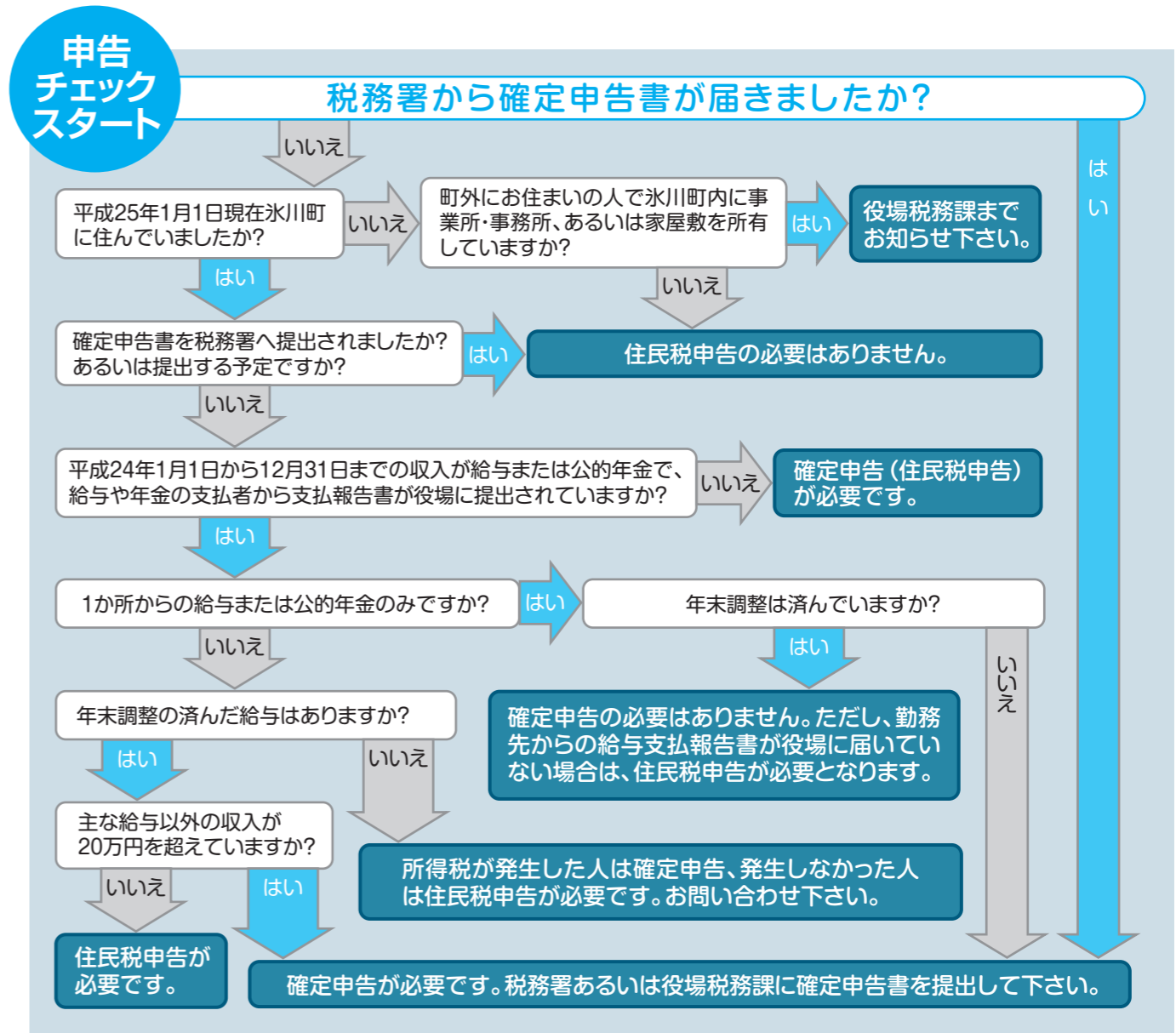
納期限と口座振替期日		
税目	納期限	口座振替期日
申告所得税	3月15日(金)	4月22日(月)
消費税および 地方消費税	4月1日(月)	4月24日(水)

※申告所得税の延納を利用された人の延納期限と口座振替期日は、どちらも5月31日(金)です(延納額が12万円以上の場合、利子税が加算されます)。

知されます。
e-Taxソフトやe-Taxソフト(WEB版)などから電子証明書などを登録(初期登録)
※e-Taxソフトは、e-Tax x ホームページから無償でダウンロードできます。
詳細はe-Tax ホームページをご覧ください。
八代税務署
☎ 3141 ※自動音声案内



国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>
e-Tax ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>



償却資産申告がまだお済みでない事業者さまへ
平成25年度の償却資産申告に関する通知を昨年12月に送付しておりますが、申告期限の1月31日を過ぎて提出がない事業者がいらっしゃいます。対象となる資産がない、もしくは昨年度の申告内容から増減がないという場合にも申告が必要となります。また申告がお済みでない場合は、申告をしていただきますようよろしくお願いいたします。

住民税は、特別徴収で納めましょー
特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から住民税を天引きし、納入していただく制度です。事業主は、法人・個人を問わず、すべての従業員について、住民税を特別徴収していただく必要があります。
氷川町、熊本県および県内市町村は、平成25年度住民税特別徴収の完全実施を行います。

税に関するお知らせ

家屋の新築増築取り壊しを行ったら届け出を
平成24年1月2日から平成25年1月1日の期間に、住宅や車庫、倉庫などの建物新築・増築、または取り壊された場合は税務課まで届け出を行ってください。

土地登記簿の地目と現状が違つ場合は届け出を
土地については、法務局の登記簿の地目にかかわらず、毎年1月1日現在の状況により課税を行いますので、登記簿の地目と現状の地目が違う場合は、
① 新築・増築については、随時家屋評価に回っておりますが、まだ家屋評価が済んでいない建物がありましたら連絡をお願いいたします。
取り壊しを行った家屋については、届け出を怠りますと、実際は建物がないのに課税されることとなります。
また、未登記の家屋の売買などで所有権移転を行った場合も必ず届け出を行ってください。届け出がない場合には、前の所有者に課税されることとなります。

償却資産申告がまだお済みでない事業者さまへ
平成25年度の償却資産申告に関する通知を昨年12月に送付しておりますが、申告期限の1月31日を過ぎて提出がない事業者がいらっしゃいます。対象となる資産がない、もしくは昨年度の申告内容から増減がないという場合にも申告が必要となります。また申告がお済みでない場合は、申告をしていただきますようよろしくお願いいたします。

八代税務署より 国税庁ホームページで確定申告書など作成コーナーを提供しています

国税庁ホームページに掲載している「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」などにより確定申告などを行うことができます。また、作成した確定申告書などは、印刷して税務署へ郵送などにより提出することができます。
e-Taxを利用して所得税の確定申告をする時、
① 本人の電子署名および電子証明書を付けて申告期限までに申告された人は、所得税の額から30000円(その年の所得税を限度とします。)を控除することができます(平成23年分までの確定申告でこの控除を受けた人は受けられません)。
なお、電子証明書の有効期限は、発行日から3年です。期限を過ぎた場合、町民環境課窓口(戸籍係)での更新手続きが必要となりますので、ご注意ください。
② 医療費の領収書や源泉徴収票などの提出または提示に代えて、その記載内容を入力して送信することができます(申告期限から5年間は、税務署長の要求に対し提出または提示義務があります。)
③ 電子申告を利用して申告された還付申告は早期処理しています(おおむね3週間程度)。
◆ 利用可能な手続き
・ 申告
・ 所得税、法人税、消費税、酒税および印紙税
・ 納税 全ての国税
・ 申請・届出など
・ 納税証明書の交付請求、各種法定調書、各種異動届出書など
◆ e-Taxを利用するには
・ 電子証明書などの準備
※ 電子証明書がICカードに格納されている場合は、ICカードリーダーが必要
・ 利用者識別番号などの取得
※ e-Tax ホームページからオンラインで開始届出書を提出すれば、即時に発行(通

町税や使用料の納付は、便利な口座振替をお勧めします
集合税(町県民税・固定資産税・国民健康保険税)・軽自動車税・町営住宅使用料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料・養護老人ホーム入所者負担金・下水道使用料・下水道受益者分担金の納付につきましては、口座振替(自動払込)ができます。
口座振替をご利用いただきますと、預貯金口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがなくなり、納付の手間が省けます。
また、口座振替による前納(一括納付)もできます(集合税のみ)。ご希望の人は税務課までお尋ねください。
※ 一度手続きをされた人の申請は、変更や廃止の場合を除き必要ありません。
【お問い合わせ先】
税務課 ☎ 52・5853 (直通)